羽生市ふるさと産品創出支援事業補助金交付要綱(趣旨)

第1条 この要綱は、市に対するふるさと応援寄附(地方税法(昭和 25年法律第226号)第37条の2第2項及び第314条の7第 2項に規定する寄附金を支出することをいう。以下「寄附」とい う。)を行った寄附者に対するお礼の品(別表第3において「返礼 品」という。)となるふるさと産品を創出し、又はふるさと産品の 販路を拡大しようとする事業(以下「補助事業」という。)に取り 組む事業者に対して予算の範囲内において羽生市ふるさと産品創出 支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、 羽生市補助金等の交付手続等に関する規則(平成23年規則第1号。 以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定める ものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各 号に定めるところによる。
 - (1) ふるさと産品 市内において生産され、製造され、又は加工される製品 (市内で生産された物を市外で加工する場合を含む。)及び提供されるサービスをいう。
 - (2) 事業者 市内に事業所を有し、又は市内に事業所を開設する予定がある法人又は個人であって、補助事業を継続して行うことができるものをいう。
 - (3) クラウドファンディング 不特定多数の者からインターネットを通じて資金を募ることをいう。

(事業の提案)

- 第3条 事業者は、補助事業を行うときは、当該補助事業の提案をしなければならない。
- 2 前項の規定により提案することができる補助事業は、クラウドフ

ァンディングにおける最終の目標額(第7条第1号において「最終 目標寄附額」という。)の10分の3の額を上限とする範囲におい て行う補助事業とする。

(提案することができる者)

第4条 補助事業の提案をすることができる事業者は、別表第1に規 定する要件のいずれにも該当する者とする。

(提案の申請)

- 第5条 補助事業の提案をしようとする事業者(以下「提案者」という。)は、羽生市ふるさと産品創出支援事業企画提案申請書(様式第1号)に別表第2に規定する書類を添えて、市長に申請しなければならない。
- 2 前項の規定による申請は、1年度において1提案者当たり1件とする。ただし、過去に補助金の交付を受けた補助事業と同一の事業の提案をすることはできない。
- 3 提案者は、市長が定める期日までに第1項の規定による申請を行 わなければならない。

(提案の採択)

- 第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、別表第3に 規定する基準により提案の採択の可否について審査を行うものとす る。
- 2 市長は、前項の規定により提案の採択を決定したときは、羽生市 ふるさと産品創出支援事業採択(不採択)通知書(様式第2号)に より当該提案者に通知するものとする。
- 3 市長は、前項の規定により採択を受けた事業者(以下「採択事業者」という。)との協議により、補助事業の内容の変更を求めることができる。

(補助対象者)

第7条 補助金の交付の対象となる者は、採択事業者であって、次の

各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助事業に対するクラウドファンディングによる寄附を受けた額の合計額(以下「寄附額」という。)が最終目標寄附額の 2分の1の額(1円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額。以下「目標寄附額」という。)に達した者又は寄附額が目標寄附額に達しない場合であっても、採択事業者が自らの責めにおいて補助事業を行うことを市長と協議し、市長の同意を得た者
- (2) 補助事業により創出したふるさと産品を返礼品として登録する意思のある者
 - (3) 第13条第2項の規定による補助金の交付の決定の日の属する年度の翌年度から5年以上継続して補助事業を行う意思のある者

(補助対象経費)

第8条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」とい う。)は、補助事業に要する経費のうち、別表第4に掲げるものと する。

(補助金の額及び限度額)

- 第9条 補助金の額は、寄附額の10分の3の額とし、補助対象経費 の合計額を上限とする。
- 2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てる。

(企画の変更)

- 第10条 採採択事業者は、次条の規定により補助事業を開始するまでの間に、当該補助事業の企画の内容を変更し、又は中止しようとするときは、羽生市ふるさと産品創出支援事業補助金企画変更(中止)申請書(様式第3号)を市長に申請しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査 し、承認したときは、羽生市ふるさと産品創出支援事業補助金企画

- 変更(中止)承認通知書(様式第4号)により通知するものとする。(事業開始の申請)
- 第11条 採択事業者は、第13条の規定による交付決定の前であっても補助事業を開始することができる。
- 2 前項に規定する場合において、採択事業者は、羽生市ふるさと産 品創出支援事業開始申請書(様式第 5 号)を市長に申請しなければ ならない。
- 3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査 し、承認したときは、羽生市ふるさと産品創出支援事業開始承認 (不承認)通知書(様式第6号)により通知するものとする。 (交付申請)
- 第12条 補助金の交付を受けようとする採択事業者は、羽生市ふる さと産品創出支援事業補助金交付申請書(様式第7号)に別表第5 に規定する書類を添えて市長に申請しなければならない。
- 2 前項の規定による申請は、クラウドファンディングが終了した日から30日以内に行うものとする。

(交付決定)

- 第13条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、そ の内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定するときは羽生市 ふるさと産品創出支援事業補助金交付決定通知書(様式第8号)に より、補助金の不交付を決定するときは羽生市ふるさと産品創出支 援事業補助金不交付決定通知書(様式第9号)により当該採択事業 者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要がある と認めるときは、補助金の交付の決定に当たり条件を付すことがで きる。

(変更申請)

第14条 前条第2項の規定による交付の決定のあった採択事業者

- (以下「補助事業者」という。)は、補助事業の企画を変更し、又は補助事業を中止しようとするときは、羽生市ふるさと産品創出支援事業補助金変更(中止)承認申請書(様式第10号)を市長に提出し、その承認を得なければならない。
- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査 し、羽生市ふるさと産品創出支援事業補助金変更承認(不承認)決 定通知書(様式第11号)により通知するものとする。

(実績報告)

第15条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了の日から 起算して30日以内に羽生市ふるさと産品創出支援事業補助金実績 報告書(様式第12号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の確定)

第16条 市長は、前条の規定による提出があったときは、その内容を審査し、必要に応じで現地調査等を行い、補助事業が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは補助金の額を確定し、羽生市ふるさと産品創出支援事業補助金確定通知書(様式第13号)により通知するものとする。

(補助金の交付)

- 第17条 市長は、前条の規定による補助金の額の確定後に補助金を 交付するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、補助事業者の経済的な事情その他補助 金の交付の目的を達成するため補助事業の完了前に補助金を交付す る必要があると特に認めるときは、市長は、補助事業が完了する前 に補助金の全部又は一部を概算払により交付することができる。

(補助金の請求等)

第18条 補助事業者は、第16条の規定による通知があったときは、 羽生市ふるさと産品創出支援事業補助金交付請求書(様式第14号) により市長に請求するものとする。

- 2 補助事業者は、前条第2項の規定により概算払による補助金の交付を受けようとするときは、羽生市ふるさと産品創出支援事業補助金概算払請求書(様式第15号)により市長に請求するものとする。 (繰越協議)
- 第19条 補助事業者は、補助金の交付を受けた年度において補助事業が年度内に完了しないと見込まれるときは、当該年度の2月1日までに羽生市ふるさと産品創出支援事業補助金繰越協議書(様式第16号)を市長に提出し、協議を行うことができる。

(繰越承認)

第20条 市長は、前条の規定による提出があったときは、その内容を審査し、羽生市ふるさと産品創出支援事業補助金繰越承認(不承認)決定通知書(様式第17号)により当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の取消し等)

- 第21条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。この場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。
 - (1) この要綱の規定に違反したとき。
 - (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
 - (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、補助金の交付が適当でないと 市長が認めるとき。

(事業の報告)

第22条 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年を経過するまでの間に、補

助金の交付を受けた補助事業を中止し、又は変更せざるを得ないと きは、市長に報告しなければならない。

(書類の保存)

第23条 補助事業者は、補助事業に関する書類及び帳簿等を補助金 の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存し なければならない。

(財産処分の制限)

- 第24条 規則第20条ただし書の市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数とする。
- 2 規則第20条第2号の市長が定めるものは、1品の取得価格又は その効用増加価格が30万円以上のものとする。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に 定める。

附 則

この告示は、令和6年5月1日から施行する。

(施行期日)

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際この告示による改正前の様式により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。

別表第1 (第3条関係)

事業提案の対象事業者

(1) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1 項各号に掲げる個人又は法人

- (2) 自らが補助事業の実施主体である個人又は法人
- (3) 市内に本社、支社、営業所等の拠点が立地し(立地予定を含む。)、ふるさと産品の生産、製造、付加価値を伴う加工等を行う個人又は法人
- (4) 代表者が羽生市暴力団排除条例(平成24年条例第27号)第2条に規定する暴力団員又は暴力団員等でない個人又は法人
- (5) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167 条の4の規定に該当しない個人又は法人
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による更生又は再生手続をしていない個人又は法人
- (7) 税(国税及び地方税)を完納している(納税猶予等の措置を受けている場合を除く。)個人又は法人
- (8) 宗教活動や政治活動を目的としていない個人又は法人
- (9) 募集の開始から補助金の交付決定までに市から資格停止 の措置を受けていない個人

別表第2(第3条関係)

添付書類

- (1) 企画提案書
- (2) 補助対象経費の概算見積書
- (3) 事業実施体制の組織表 (各構成員の役割分担等が明示されているもの)
- (4) 事業者の過去の事業実績
- (5) 直近3期分の決算書の写し(個人の場合は、確定申告書 など)

- (6) 法人税の申告書の写し(法人の場合)
- (7) 羽生市ふるさと産品創出支援事業暴力団員等非該当誓約書(様式第2号)

別表第3 (第3条関係)

審査内容	審査基準	配点
提案者について	・実施体制、実績	10点
提案内容について	・独創性、新規性、市場性、	50点
	成長の可能性	
	・優位性、実現性	
	・社会貢献	
	・経済波及効果	
	・法的な問題	
	・返礼品として寄附が集まる	
	可能性	
資金・収支計画について	・収益性	30点
	・資金計画	
提案に係る金額について	・費用積算	10点
合計100点		

別表第4 (第8条関係)

補助対象経費 (1) 工場、作業場等の建物の取得に係る建設費 (2) 建物附帯設備の整備又は取得に要する経費 (3) 構築物、機械装置等の取得に係る経費 (4) 建物の賃借による改増築費 (5) 備品購入費

- (6) 委託費
- (7) 外部評価費
- (8) その他市長がふるさと産品の創出等に必要と認める経費

備考 公租公課、消費税及び地方消費税、官公署に支払う手数料等、 人件費、飲食費、土地の造成費、土地の購入費その他社会通念上 不適切と認められる経費は、補助対象経費としない。

別表第5 (第12条関係)

区分	添付書類	
1 事業	(1) 事業計画書	
者共通	(2) 収支予算書	
	(3) 羽生市ふるさと産品創出支援事業実施等誓約	
	書 (様式第19号)	
2 事業	(1) 住民基本台帳法に基づく住民票の写し(3か	
者が個	月以内のもの)	
人であ	(2) 個人事業の開廃業等届出書(届出済みの場合)	
る場合	(3) 営業許可証等の写し(許認可を必要とする事	
業のみ)		
	(4) その他市長が必要と認める書類	
3 事業	(1) 履歴事項全部証明書(3か月以内のもの)	
者が法	(2) 定款の写し	
人であ	(3) 営業許可証等の写し(許認可を必要とする事	
る場合	業に限る。)	
	(4) その他市長が必要と認める書類	